

議 長 日程第5「議案第17号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,121万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして、説明をさせていただきます。予算総額は7,121万円、前年度比較389万7,000円、5.2%の減となっております。国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼され、身近で安心な診療が受けられる医療機関として、重要な役割を担っているところでございます。専門の医師と、県立足柄上病院の医師とで診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に努めていきたいと考えております。令和元年度から足柄上病院の医師の診療は木曜日に変更となっており、午前を総合診療科の医師、午後を外科または整形外科の医師が輪番で診療に当たっております。木曜日以外の曜日を山田先生の診療としていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは歳入歳出予算事項別明細書により、説明させていただきます。268ページ、269ページをお開きください。歳入でございます。款の1診療収入、項の1外来収入は予算額6,018万1,000円、前年度比較360万円、5.6%の減となっております。11月分までの実績と、その後の予測を加味して算出いたしました。目の1国民健康保険診療報酬収入は1,200万円、180万円の減。目の2社会保険診療報酬収入は720万円、120万円の減。目の3一部負担金は、受診者負担分として936万円、60万円の減。目の4後期高齢者診療報酬は2,880万円、前年度と同額で、目の5その他診療報酬収入として、一般診療報酬、予防接種、健康診

査収入で282万1,000円。これも前年度同額を計上しております。令和2度の開所日数は243日、1日当たりの患者数は30人を見込んでおります。

次に款の2使用料及び手数料、項の2手数料、予算額2万9,000円は診断書の作成による文書料の手数料で20件分を計上しております。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金は予算額172万8,000円でございます。寄出張所職員が診療所事業を併任しているため、特別会計において職員給与費を計上し、会計年度任用職員1名分の人件費50%を、一般会計の寄出張所費で負担するのものとございます。

款の4諸収入、項の1雑入、予算額15万円は保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入となります。項の3受託事業収入、目の1特定健康診査等受託料、予算額12万1,000円は寄診療所で特定健康診査を受けた方1人につき、国保団体連合会や各健保組合から支払われるものとございます。10人分の受託金を見込んでおります。

次のページ270、71ページにわたりますが、款の5、項の1繰越金は平成30年度分からの繰越金900万円を見込みました。

次のページ272、273ページをお開きください。歳出でございます。款の1総務費、項の1施設管理費、目の1一般管理費は全体の予算額は3,516万4,000円で前年度比較269万2,000円の減でございます。減額の要因は会計年度任用職員制度の移行に伴うものとございます。診療所の管理経費として人件費や電気料を計上しております。主なものとしましては、説明欄中段、節の18負担金補助及び交付金の診療所電気料金等負担金は電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担として面積案分または人数案分により診療所分として算出し、負担するものとございます。次の医療医師派遣負担金は県立足柄上病院から週1日医師を派遣していただくための負担金で49日分を計上しております。

(2) 会計年度任用職員給与費の節の1報酬、2、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上しております。

次のページ274、275ページをお開きください。目の2、団体負担金は医師会負担金などがございます。

次に款の2、項の1医療費の予算額は2,492万4,000円で前年度比較で652万5,000円の減でございます。減額の主な要因といたしましてはレントゲン画像読み取り装置などの事業用備品の更新が終了したことと、医薬品代の減少によるものでございます。この医療費の支出の主なものは、診療所で使用する医薬品、医療用機械器具ということになります。目の1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染症廃棄物処理委託料などを計上しています。目の2、医療用消耗品費は注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を支出するものでございます。目の3、医薬品衛生材料費は医薬品代として実績に基づき2,400万円を計上しております。目の4、病理検査費は血液検査などの分析にかかる委託料を計上しております。

1つ飛びまして款の4、項の1、目の1、予備費は歳入歳出の残額1,211万9,000円を計上いたしました。

なお、278ページから281ページに給与費明細を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第17号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。